令和８年（フ）第６０号
宮城県大崎市古川新田字宝稔91番地
破産者　門脇　郁子
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第６４号
宮城県大崎市古川稲葉字鴻ノ巣193番地１　ロゼリアＡ202号、従前の住所宮城県仙台市泉区将監９丁目２番６―402号
破産者　門間　謙太
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２２号
秋田県湯沢市金谷字樋口154番地
破産者　阿部　　豊
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第３４号
秋田県横手市大森町猿田字中村檀ノ下川東51番地
破産者　高橋さやか
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第１９２号
山形県天童市久野本２丁目８番30号　シャトル天童Ａ棟　103号
破産者　木村　　司
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７号
山形市あさひ町20番２号　あさひコーポラス103号、前住所山形市上町３丁目１番12号
破産者　鈴木　敬尚
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６６号
山形県上山市金生東２丁目11番17号　レオパレス金生Ａ203号、前住所山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子623番地
破産者　梅津　浩樹
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０３号
茨城県つくば市大井1472番地５、前住所茨城県つくば市大井1470番地９　マルベリーアイズ107号
破産者　大貫　俊勝
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１１２号
茨城県石岡市東石岡四丁目６番44号　ハートワン東石岡
破産者　鬼沢　一男
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８号
茨城県北相馬郡利根町大字羽根野880番地209
破産者　黒須　三郎
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和７年（フ）第３３１４号
名古屋市瑞穂区中根町４丁目９番地　シャーメゾン中根301号、従前の住所岐阜県岐阜市長良真生町１丁目２番地１　レジデンスまさきＮ棟501号室
破産者　高濵　菜夏（旧姓伊藤）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４号
名古屋市中村区靖国町２丁目121番地　グランデ中村公園４Ｃ号
破産者　吉田　暢宏
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７４号
名古屋市北区中味鋺２丁目927番地の２　メルベーユＡ棟、従前の住所名古屋市北区中味鋺３丁目221番地の２
破産者　是枝　義臣
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６６２号
名古屋市港区七反野２丁目1309番地　セブンスズキⅡ　102号
破産者　ライフクリエイトこと　松岡　徳彦
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６９０号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘６棟611号
破産者　望月　麻衣
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８０３号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘２棟101号
破産者　西脇　覚
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８４０号
名古屋市西区中沼町235番地　平田荘１棟605号
破産者　大倉　克昭
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９５６号
愛知県瀬戸市東寺山町108番地、従前の住所愛知県瀬戸市城ケ根町47番地の107
破産者　澁川　伸子
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部